

URBAN-REPORT

<http://www.urbankk.co.jp>

発行人 (株)アーバン企画開発 三戸部 啓之

～日本の保育所事情～



昨年8月に女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が国会で成立し、さらに今年度から、労働者301人以上の大企業は女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務付けられました。アベノミクスの成長戦略で「女性の活躍推進」が柱の一つとして掲げられており、年々日本でも女性の活躍が広がってきてはいるものの、諸外国に比べ女性の就業率はまだ低く、女性管理職の数も少ないのが現状です。今年の2月には「保育園落ちた日本死ね」と題した匿名ブログが大きな話題となり、保育所・保育士不足の待機児童問題にも再び注目が集まりました。

私は昨年12月に育児休業から仕事に復帰しましたが、2013年4月に待機児童ゼロを達成した横浜市でさえ保育園探しは非常に苦戦し、実際は自宅から車で30分以上かかる保育園しか空きがなく、入所できただけでもラッキーだったというのが現実でした。

◆ 待機児童問題とは ※厚生労働省のデータより

そもそも少子化が進んでいるのになぜ保育所が足りないのでしょうか。バブル経済が崩壊した1990年代初め、共働き世帯は専業主婦世帯を上回り、保育ニーズが高まりました。保育所を必要とする親が増えたにもかかわらず、保育所整備が進まず待機児童が社会問題化するようになりました。

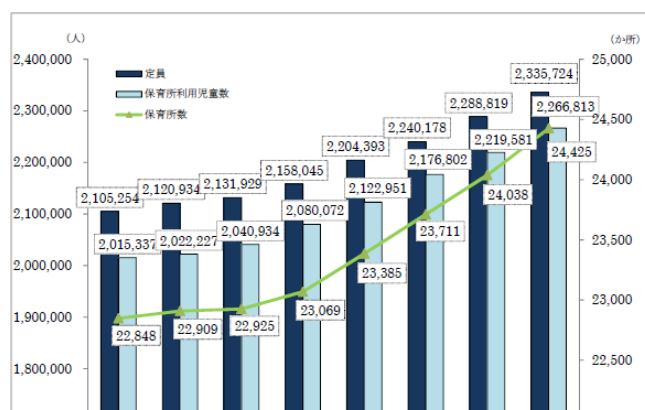
国が初めて待機児童数を発表したのは1995年。86年の男女雇用機会均等法に続き92年に育児休業法が施行され、女性が出産後も働き続けられるようになりました。国は当初、認可保育所に入れなかった子供をすべて待機児童と数えていましたが、2001年に定義を変更。自治体が独自に助成する認可外施設を利用する子や、自治体を通えると判断した保育所があっても希望する他の施設が空くのを待つ事例は除くようにしました。この新定義の適用で2001年の待機児童数は4割減となり、数字上は大きく減ったように見えました。しかし、厚生労働省は新定義で昨年4月時点の待機児童は2万1千人としていましたが、実際には新定義から漏れた隠れ待機児童が6万人いることを明らかにしました。とはいえ、この二つの人数を合

わせた数字さえ実態には程遠いという指摘もあり、「本当の待機児童は171万人」とする意見もあります。これは子どもを預けて働きたい気持ちはありながらも「どうせ保育所に空きがない」と申し込みを諦める人も含めた数字だと言います。意欲のある人すべての人が働ける環境を作る「一億総活躍」の観点に立てば、この人数こそが「潜在的待機児童数」とも言えます。待機児童が減らない背景には、定員数を上回るペースで働きたい女性が増えているという事以外に、新しい保育所をつくらうとしてもつくりえない要因もあるといえます。

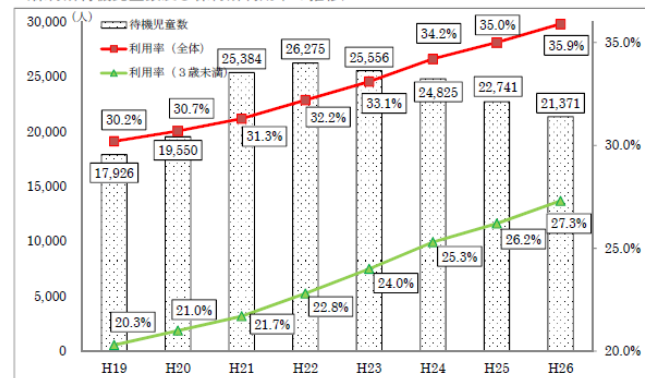
◆ 保育所がつかれない3つの要因

① 予算の壁 → 保育所は一人でも保育士が欠けたら法令違反で開園できないため、保育士不足が大きな要因となっています。保育士の資格があっても保育士の仕事に就かない人も多くいるこの背景には、保育士の待遇の低さがあるようです。平成27年度の調査では保育士の平均月給は約22万円、全産業の平均月給約33万円を大きく下回ります。さらに制度的な要因として、認可保育所の場合、財源は基本的に公的な補助金と、親が払う保育料です。

(保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移)



(保育所待機児童数及び保育所利用率の推移)



その保育料は公定価格(保育園に通常要する費用の額:園児一人当たりの費用×人数)で決まっているので、基本的に補助金か保育料を上げないと保育士の給料が上がらない仕組みなのです。

- ② **自治体の壁** → パン屋であれば、好きな場所に何軒も作れますが、保育園は許可制で、自治体が計画を立てて独自のルールを作っているのです、それが参入障壁を上げています。保育所での事故や突然の事業者撤退があると問題になるため、園を増やそうということよりも間違いのない事業者を選別する方が強い動機となり参入を抑制するようです。
- ③ **物件の壁** → 保育所は二方向避難経路の確保や新耐震基準を満たしているなど、安全に運営するために必要な要件がどうしても多くなります。それを満たしていて、かつ周辺住民からの反対がなく、保育所として成り立つ坪単価で、駅からの距離もそこまで遠くない物件という条件をクリアするのは非常に限られています。千葉県市川市で今年4月に開園予定だった私立保育園が「子どもの声でうるさくなる」と近隣住民から反対されて建設を断念しました。このように地域住民と折り合いがつかずに受け皿整備が難航している実態もあります。



◆ 資産活用としての保育園事業

しかし一方で、待機児童問題がクローズアップされている現在、地域貢献できる新たな土地活用法として保育園建築が注目されています。保育園建築は条件により自治体から補助金の交付を受けられる場合があり、また、RC造だけでなく木造建築も認められているため建築費を抑えることも可能です。建築後は空室のリスクもなく、保育園の経営等にも関わることなく毎月賃料を受け取ることができます。認可保育所の場合、保育園の運営会社との賃貸契約は20年の長期契約で、さらに賃料は20年間一定ですので、家賃の値下がりの心配もありません。保育園事業は地域に貢献しながら、安定した収益を長期にわたって得ることができる土地活用法なのです。また最近では、用地不足から店舗スペースを活用した保育園でも認可されることが多くなってきました。しかし、既存の店舗スペースに保育園を誘致する場合には、建築基準法や消防法等の基準を満たす必要があり、通常のテナント誘致と比較して条件合致の難しさがあります。当社では、このような既存テナントスペースへの保育園誘致や土地の有効活用としての保育園事業のご提案も行っておりますので、ぜひお気軽にご相談ください。

◆ 海外の保育所事情

日本では保育所を利用するには親の就労などの条件が必要ですが、学校教育と同じく、すべての子どもに「保育所に通う権利」がある国があります。例えば、ノルウェーでは、09年からすべての子どもに1歳から保育所に通う権利を保障し、ドイツでも13年から1歳以上3歳未満の子どもに保育を受ける権利が保障されました。保育所が働く親の為ではなく、子供にとって必要な施設という考え方で整備される動きが見られます。韓国では、04年に親が働いていなくても保育所が使えるようになり、保育所の利用率が急上昇しました。子どもを預けられるようになったことで、「時間ができたから働こう」という動きも出てきます。とはいえ、限られた予算で保育所を増やすことは大変なので、海外では、多くの子どもに保育所へのアクセスを保障していく一方で、予算が膨張しないように、子ども一人当たりの保育時間を見直すことにも力を入れています。例えば、オランダでは男女ともにパートタイム労働の割合が多く、両親いずれも週4日勤務にすることで、保育所の利用を週3日にするケースもあります。ノルウェーのように、育児休業をとりやすくして0歳児の保育は原則しない国もあります。日本も国として、待機児童の解消のために保育所を増やすという事だけでなく、親の労働時間の短縮や働き方の柔軟化、休暇の権利拡大を進める検討も必要ではないでしょうか。



子どもを保育所に預けるといのは女性が働くための第一歩にすぎません。私自身、職場復帰後、産休前と同じ仕事ができるかどうか不安もありました。当社は大企業のように出産・育児に関する制度が必ずしも整っているわけではありませんが、「働きやすさ」は制度の有無よりもその人個人に合った働き方ができるかどうかなので、その理解・協力がある職場環境であることに感謝しています。今後さらに、保育所制度、国や企業の支援制度が充実し、女性が活躍できる社会になっていくことを願っています。